

裁判員経験者の意見交換会議事録

1 日時

平成26年11月14日（金）午後2時00分～午後3時55分

2 場所

福岡地方裁判所小倉支部大会議室

3 参加者等

司会者 中牟田 博 章（福岡地方裁判所小倉支部第2刑事部部総括判事）

裁判官 結 城 剛 行（福岡地方裁判所小倉支部第2刑事部判事）

裁判官 安 重 育巧美（福岡地方裁判所小倉支部第2刑事部判事補）

検察官 加 藤 友 見（福岡地方検察庁小倉支部検事）

弁護士 荒 木 勉（福岡県弁護士会北九州部会所属）

裁判員経験者9人（着席順に「1番」等と表記。なお、6番は欠席した。）

4 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

司会者

福岡地裁小倉支部第2刑事部の中牟田でございます。

今日はお忙しいところ、この裁判員経験者意見交換会に御出席いただきましてありがとうございます。

平成21年5月21日に裁判員制度が施行されて、既に約5年半経っております。いろいろな事例について、裁判所もですけれども、検察官、それから、弁護士の方々も経験を積まれて、いろいろな面で工夫なりをしてきておりました。裁判員制度が始まって当初のころと比べますと、やり方や技量というようなものも大分向上してきたのかなと思っておりますが、なお、まだまだ見直すべきところ、改善していかないといけないところが残されていると思っております。

今日は、裁判員として実際に事件を経験された方々にお集まりいただき、主に皆さんの感想なり御意見を伺いますとともに、今、ちょうど案内を送付している平成27年の裁判員候補者に対して、大丈夫ですよというような応援のメッセージなどをいただけたらと思っております。

これからの流れといたしまして、大まか2時間程度この意見交換会をさせていただいて、最後のところで記者の方の御質問にも可能な限りでお答えいただこうと思っております。

まず、意見交換会の中身につきましては、最初は皆さん方が担当していただいた事件について、率直な感想というようなものをお一人ずついただきまして、後に具体的に裁判の手續、選任から判決までの中でどういう点が分かりやすかったか、いや、こういうことが分かりにくかったですよというようなことについて御意見をいただいきたいと思っております。

それでは、まず裁判員裁判に参加されました感想あるいは印象、参加する

前に思っていたことと参加してからの印象，変わったこと，あるいは，変わりませんでしたよということでもよろしいかと思いますが，何か感想なり印象に残ったことについてお話をいただきたいと思います。

それでは，1番の方からお願いしてよろしいでしょうか。

1番

裁判員の裁判に参加して良かったことなんですけど，やっぱりちょっと司法自体の中身，どういうふうな流れで裁判をやっているのかとか，どういうジャッジをされてるのかというのは，結局全然分からないというのが多分一般の人の感覚だと思うんですけども，それが裁判員裁判に参加することで仕組み的なものとか，そういったものが見えてきたりすることが多かったので，やっぱり参加してすごく勉強になることが多かったというのが一番印象に残ってます。

刑を決めることも，やっぱりどういうルーチンとかでやっているというのは全く外からでは見えないので，そういうのが知れたのが一番良かったと思います。

司会者

テレビドラマとかで間接的にといてみましょうか，垣間見ていたものが，実際に体験してみてよく分かったということですね。

1番

そうですね。テレビドラマは当てにならないなど。

司会者

それでは，2番の方，お願いいたします。

2番

まず，こういう事件があったというのはニュースなり新聞などでまず分かりました。その後，こういう方が逮捕された，それからしばらく経って，この事件についてはこういう判決が下されたというところしか実際私は分かり

ませんでしたし、その結論、結果だけを気にしていて、その間の過程がどうなっていたかということについては全然注目もしていなかったですし、どうい話をしていたかという興味も今までは全く持っていませんでした。

実際、裁判員として裁判を行うことになって、最初はどんなことをやっているかということも分かりませんでしたし、中に加わって自分で話ができるのか、発言をすることができるのかというのが正直一番不安に思っていました。やはり責任を持って発言をしなきゃいけないというふうに自分では思っていたんですね。ただ、実際審理をする上では、確かに発言自体は大切なことなんですけど、それをもって全てが決まるということではないので、いろんな意見を出すということは、やはり必要なことであつたのかなというふうに思いました。

個人的には、裁判員として参加することができてとても良かったと思っています。

司会者

1番の方は危険運転致死傷の事件に、道路交通法違反の事件も一緒だったわけですね。2番の方は殺人の事件を経験されたということで、3番の方からは、どういう事件だったのかということと感想とをいただければありがたいと思います。

3番

私が担当した事件は、暴力団の方が70代の男性のお家に侵入して、その方を粘着テープでぐるぐる巻きにして2,000万円をとった、被害者の方が少しけがをしてしまったっていう事件だったんですが、私はこの裁判員に選ばれたときにとっても不安で、もうできることならお断りしたいなと思っていたんですが、最後になって決まってしまったのでとても不安でした。でも参加してみて初めて、悪いことをした人は絶対罰が下るっていうふうに普通に思ってたんですが、いろいろその方に事情もあつたらうとかいうことを

真剣に考えたりする機会に恵まれたんだなとか思ったり、あと量刑をこちらが決めるのは、とても責任があることなんだなというのを身をもって感じました。

司会者

ありがとうございます。では、4番の方、お願いいたします。

4番

私が経験した事件は、出会い系サイトで知り合った30歳ぐらいの男の人と未成年の方が3人ぐらいいて、最終的には傷害を負って強姦されたという事件なんですけど、この事件を見て、何か他人ごとじゃないなと思ったのは、出会い系サイトとか、やっぱりこの今の時代背景の事件だなと思ったんですね。そのときは国選弁護人の方だったんですが、私も国選弁護人がどんな方が詳しく知らなかったんですけど、被告人の方に、将来のためにちゃんとしなければいけないみたいなことを言われました。何か弁護士さんってテレビとかで見たら、弁護するだけかなと思ってたんですけど、何かそれはそうなんだなって思いました。事件を通してその人の一生にかかわることだから、裁判員にならなければ、こういうことも経験できなかったし、いろんな部分ですごく勉強になりました。ありがとうございました。

司会者

3番の方も4番の方もですけども、やはり事件を見る視点みたいなものが被害者のことだけではなくて、被告人の視点、あるいは将来のことにも目が行くようになったというようなことですね。ありがとうございました。

それでは、5番の方、お願いいたします。

5番

私が経験したのは、昨年12月の、妻が不倫をしたことによって旦那が妻を絞殺し、海へ死体を遺棄したという殺人と死体遺棄という重い事件だったんですけども、私、恐らくこの事件だろうと思って選任手続に参加しま

した。思わず当たっちゃったというのが率直な感想です。

裁判員裁判というのに非常に興味はあったんですけど、実際にそれに取り組むにあたって、例えば冒頭陳述だとか公判前整理手続、証拠書類の取り調べだとか論告、弁論とか、もうはっきり言って分からない言葉ですね。そういうことを実際の審理前に裁判官の方からかみくだいた言葉で教えていただいたので、分かりやすく取り組んでいけたなというのは第一印象です。

それと、公判前整理手続というのをしっかりやっていただいたおかげで、我々が裁判員裁判の中で、例えば3日とか4日、1週間、ぐらいの期間で審理ができているというのを忘れてはならないことじゃないかなというふうに思っております。以上です。

司会者

ありがとうございました。また、難しい言葉というようなことについては、後でも伺いたいと思っております。

それでは、7番の方、お願いいたします。

7番

裁判員裁判なんですけども、これが始まった5年ぐらい前に、四、五十人ぐらいの職場なんですけども、全職員が会議室に集められて、今日はこれから始まる裁判員制度についての説明会がありますということで何か講師の先生の方が来られて、こういう制度が始まりますっていう講演を1時間ほど聞いた記憶があります。そのときに同僚たちと、「へえ、こんなの始まるんやね。でも、当たるようなことはないよね」なんて言った記憶があるんですが、その後、裁判員制度が始まって、家庭裁判所を題材とした漫画の原作者の方が小倉で裁判員裁判の必要性ということについて講演されたのをたまたま誘われて聞きに行って、裁判員裁判っていうのは本当に必要なことなんだというのをそのときに感じたんですけども、それでもまさか自分がそれに関わるだろうというようなことは思いませんでした。他人事のように聞いて、そう

というのが始まったんだねとかいうことだったんですが、今回裁判員ということで選ばれて、事件としては先ほど3番の方と同じなんですけども、暴力団員が70歳の会社社長の自宅に押し入って2,000万円を強奪するというものでした。

事件は同じだったんですけども、3人か4人ぐらいの方が関わってる事件で、先ほどの経験者の方と同じ事件なんだけど別の被告人を審理するということで、暴力団組長のような方や、何かそれらしい組関係みたいな人が傍聴に来てる中で質問をしないといけないということで、非常にドキドキしながら質問をした記憶があります。

私が経験した裁判は今年の2月だったんですけども、それから半年ぐらいたった今年の8月か9月ぐらいに、たまたまアメリカ映画を何も内容を知らずに観てたら、監獄実験とって、何か模擬監獄を体験するっていうので無作為に受刑者役と看守役とに分けられて2週間過ごすっていう内容でした。無作為に選ばれてるのに看守役の人が本当に看守のようになって、受刑者役の人が本当にいじめられてて、人間っていうのは役割によってそうなるんだなというのを見たときに、これは何か裁判員裁判で、私たちは本当の裁判官でもないのに、日本では裁判官っていうのは、1億何千万人の中の3,000人って超エリートなのに、その人たちと同じテーブルの横に座って判決の手伝いをするというのは、これ、ひょっとしたら大いなる勘違いをするっていうか、無作為に選ばれてるのに、自分は急に偉くなったように感じてしまう危険性はあるのかなということを経験者が終わって半年ぐらい経ってから思わせられたりもしました。以上です。

司会者

ありがとうございました。

それでは、8番の方、お願いいたします。

8番

私は、住居侵入、窃盗未遂、建造物侵入、窃盗、強盗致傷事件に関わりました。裁判員裁判には、致傷、けがをしたっていう事例が対象になるっていうのをそのとき聞きました。どの事件もなるのかなと思ってましたが、そうじゃなくて、けがをしたとか、体に傷を負うとか、そういう事件の場合ですよ。そういう傷を負わなければ、これは裁判員裁判にはならないんですけどいうことをそのとき初めて知りました。

それと、今日、久しぶりに裁判所に来て、ああ、こういう事件に関わったんだと思って、あの被告人は今刑務所に入ってるんだなっていうのを感じました。それまでもう、すっかり忘れておりました。だから、私を感じるの、被害に遭った人よりもその事件を起こした人の方に何か自分の気持ちがいってるのが何か不思議な感じがして、事件にはいろいろな背景があるっていうことは裁判を通してじゃないと分からなかったという点で、いい経験をしたと思っています。

それで、私たち裁判員は選ばれるままなんですよね。封書が来てどうですかって聞かれて、裁判所に来た後も、私は当たるのかしら、当たらないのかしらってじっと待つかないといけないっていうのはすごく不満でした。裁判員に選ばれたらどの事件を私は担当したいんだという主張ができてもいいんじゃないかなっていうのは感じました。この裁判を担当してくださいっていうんじゃないかって、これだけの裁判がありますが、どれを選びますかっていうところまで行きつくと、もっと裁判に自分がのめり込めると思うので、そういうこともあってもいいんじゃないかなと。嫌がる方がたくさんいらっしゃるの、重々承知しておりますが、それでも裁判員になったからにはきちんと向き合おうと思う方がいらっしゃるんだから、そういうこともいいんじゃないかなと思いました。

それと、私が裁判員裁判を経験した後に、元検事の弁護士さんが、テレビでコメントされてました。「裁判員裁判が始まったから、私は検事をやめて

弁護士になりました。とても期待してます。」っていうコメントだったんですよ。ああ、そういう方もいらっしゃるんだと思って、私は裁判員をやって良かったなと思いました。

司会者

後で検察官あるいは裁判官から質問があるかもしれませんが、よろしくお願いたします。

では、9番の方、お願いたします。

9番

今、聞いてみたら同じ事件を経験された方が、三、四人おられて、ああ、そうなんだというのはちょっと思ったことなんですけど、私も2,000万円のぐるぐる巻き事件とバイクの窃盗事件など全部で10件の事件に関わりました。事件が多かったもんで、説明聞いとくだけでもどれがどれか分からなくなるくらい感じがありました。

私は、自治会関係で裁判員の話聞いておまして、400人もいない、300人ちょっとくらいの町だったらそのうち回ってくるだろうなと思ったら、来たので、まあしょうがないかっていうんで裁判所に来たら、くじにまた当たって最後まで残ってしまいまして、困ったなと思いました。

本当、専門用語が分かりにくいということは3番の方が言われてましたが、やっぱり分からないことが結構あるんですね。けれども、そんなの分からなくても大体こう流れが分かったりして。

私はいいかげんなルーズなところがあるんですけども、参加してみて一字一句までですね、「等」がついたら誰と誰がとか、これは何時何分なのに向こうは午前、午後で日にちが違ふとか、時間が違ふとか、小さいところ、細かいところまで決めるんだなと感じました。証拠がなかったら罰せられないっていうふうになってるんですけども、検事さんも弁護人さんも、分からんことは言わんのですよね。ドラマやったら、ここでアリバイが証明されたら

ひっくり返るといような事例だったんですけども、現金の授受の問題で、物証みたいなのがはっきり残ってなかったんです。現金をもらった、もらってない、小倉でアリバイがあった、なかったと主張しとったんですけども、検事さんも弁護士さんもそこはスルーだったんですよ。弁護士さんは何か疑わしきは罰せずでお願いしますって言ってて、検事さんはこれに関しては全然触れられなくて、控え室で聞いたとき、検事さんも分からないことはもう言わないんですと、分かってはっきりしていることだけ言ってますからということでした。とにかくいろんなことを経験させてもらって良かったと思っております。

司会者

ちなみに、8番の方は、ガソリンスタンドから現金を運ぶときにそれを待ち伏せして奪ったという強盗致傷事件と、そのほかにもたくさん事件があったんですかね。9番の方も、その事件と、社長がぐるぐる巻きにされて現金2,000万円を奪われた事件のほかにも別の事件があったということですね。

だから、大きく見れば同じ関連事件だけれども、それぞれの被告人ごとに事件の一部が重なったり、重ならなかったりしているので、証人として話を聞いた人は大分重なってるのかもしれないですね。

先ほど、小さいところにこだわり過ぎてるんじゃないかというような話とかもございました。また、後で質問をさせていただくことになるのかもしれませんがよろしく申し上げます。

では、最後に10番の方、お願いいたします。

10番

私が担当したのは、内縁関係にある夫に対して、奥さんの不満が爆発して後頭部を殴打したっていう事件やったんですが、一步間違えれば、亡くなっていたかも知れない事件だと思うんですが、懲役3年、執行猶予4年に保護

観察という判決でした。個人的には、やったことに対する罰として、少しは刑務所に入らないといけないんじゃないかなという感じは持っています。

司会者

今、どういう事件を担当されたのか、そしてどのような感想をお持ちになったかについてお話いただきました。時間の関係もございいますので、次に手続の段階ごとに、印象に残ったところを伺っていきたいと思います。

まず、選任手続について、8番の方が、担当する事件を選択できる余地があってもいいんじゃないかという話もございました。これは立法にかかわることになってしまって、この場で議論するというのは難しいと思うんですけども、積極的に参加したいという気持ちをもっと大事にしてもらえないだろうかということかと思うのですが、もう少し具体的にお話してもらえますか。

8番

裁判員候補者に当たりましたっていう封書が来たときに、やれますか、どうですかっていう項目があったと思うんですが、私は、やれるという返事を出したんですね。裁判所に行くと、候補者の方が何十人かおられて、その中でまた選ぶっていうのは、一応できますよって返事をしているのに、それなのにまた抽選があるのかという思いがそのときはありました。

最初の段階で封書が来たときに、できますか、できませんかで二通りに分けて、できるっていう人がみんな集まっているのに、いや、やっぱりよく考えたらできなかつたっていうんであれば、それは事前に連絡するなりして、確かめる方法は幾らでもあると思うんですよ。できる人だけを集めたらあの手間は要らないんじゃないか、なれるんだらうか、なれないんだらうかと、1時間余り待つ必要はないんじゃないか、それで何か時間を無駄にしているような気はしました。

安重裁判官

事前にその封書が来て、できます、できませんという返事を送り返す事前質問票というものだと思うんですけど、あれでできませんと言っておられても、それについて「私はつらいのでできません」としか書いていなかったら、裁判所の方でその方の辞退を認めるかどうかという判断をするんですね。したくはないけれども、裁判所に辞退を認めてもらえなかった人っていうのは一定程度いらっちゃって、その方については一度裁判所に来ていただいて我々から質問をして、具体的なそのつらい理由は何なのかと、病気だからつらいのかとか、家族のことがあるのかとか具体的な事情を聞いて、これは裁判員として職務を務めるのが難しいですねっていう判断をしたときに辞退を認めましょうということをしてるので、来られた方全員がしても大丈夫という方ばかりではないんです。

8番

来ても大丈夫だという人と、大丈夫じゃない人を一緒にしてるから、大丈夫だという人はただ当たるのを待ってるだけの時間ができてしまうし、できない人はできない人で集められて、でもあなたはできないって言ったけどできますねっていうのは裁判所の方で判断されれば良いのでは。とにかく、できますっていう方を抽選において落とすのはもったいない話じゃないんですかって、そんなふうに思ったんですけど。

司会者

一つの考え方として伺っておこうと思っております。

ほかに選任手続の点について、何か気がつかれたことはございますか。

では、1番の方、お願いいたします。

1番

8番の方の意見にちょっと近いと思うんですけど、断った方はそこで終わりにして、主体性のある方でやるのが一番いいのかなと思いますけどね。消極的な人が集まってやる裁判と積極的な人が集まってやる裁判は、多分ジャ

ッジが変わってくると思うので、そういうのを何か見直してほしいなと思います。

司会者

ご意見の趣旨は分かりました。

時間の都合もありますので、本体の部分に入りたいと思います。

まず、先ほどもどなたかがおっしゃったように、専門用語がたくさん出てくるわけです。冒頭手続として、被告人が訴えられてる本人かを確認する手続、それが終わると検察官が起訴状を読み上げ、その後、冒頭陳述と言われる事件の概要、それからその概要とともに検察官がどういうことをどういう証拠で証明していくのかの説明が行われます。また、これは弁護人からも行われます。その後、書証や物証の調べ、それから証人の話を聞く、さらに被告人自身の話を聞くという手続が行われます。その経過の中で、この辺が分かりやすかったとか、この辺が分かりにくかったといった御意見、御感想をいただければと思います。

例えば、5番の方は説明が事前にあったので比較的分かりやすかったというお話でしたけども、例えば、証人や、書類の調べの中でこういうのがあって分かりにくかったとか、被告人の話が分かりにくかった、あるいは、検察官や弁護人には、耳の痛いところかもしれませんけれども、こういうふうなやりとりが聞き取りづらかった、理解しづらかったということはございませんでしたでしょうか。特に証拠調べと言われる段階で分かりにくかった、分かりやすかったということはございませんでしたでしょうか。

5番

そういうのは特段ありませんでしたけども、検察官も弁護人の方も資料をその都度提出することがあったかと思うんですけども、資料がただ単に箇条書きに書いてるだけじゃなくて、非常に読みやすく、ポイントのところは色を使って大きな字で分かりやすくしてあったので、もう見ただけで分かる

というふうにしていただいたのが非常に印象深かったです。

司会者

内容が分かりにくかったというような御意見もいただいたように思っているんですが、そういうことは御自身としてはありませんでしたか。

5番

そうですね。今、振り返ったらそういう思いはありません。

司会者

ありがとうございます。ほかに、先ほどから出てきている社長さんをぐるぐる巻きにしてお金を奪った事件であるとか、ガソリンスタンドからの現金輸送を狙った事件などの証拠調べの中でこの点がよく分かりにくかったとかいうことはなかったでしょうか。

8番

思い出しました。検察官から証拠で出された写真が、実際の事件現場と違う場所で撮影されてたんですね。それで、皆さんと話しているときに、なぜ事件が起きた同じ場所で撮らないのかなっていう議論はたしか出たと思います。重要な場所なのにわざわざ違うところで撮ってたから、あのとき右折とか、直進とか、何かいろいろ議論の中で出てたのが分かりにくかったというのはありました。

ここまで言っているのかわかりませんが、検察官が出されてる証拠が不十分なまま裁判が行われたような思いがありました。

司会者

9番の方、いかがでしたか。裁判は別ですけど、同じ事件を担当されたと思いますが。

9番

事件が10件もあって多かったからでしょうが、検察官の説明がちょっと早口で、聞き取りにくかったし、分かりにくかったということはありません。

司会者

ほかの方でも、例えばアンケートを見ますと、弁護人の話し方が早口だったとか声が小さかったというような意見を後に述べられてた事件もあったかと思うんですけども、何かお気づきになった点はありませんでしたでしょうか。

例えば、1番の方の事件では、被告人に対する質問の中で、弁護人の質問の前置きが長かったので、簡潔にまとめてほしかったというような意見も寄せられたように聞いております。

1番

そうですね。言っているのかどうか分からないんですけど、被告人質問の際、弁護人の方が頼りなくて、前置きが長いんですけど、何を言いたいのかがちょっと分かりづらかったりとかいうことはありました。

司会者

そうすると、法壇の裁判員の席に座って聞いておられたけど、弁護人は何を聞いているのかよく分からなかったということですか。

1番

分かりづらかったというところですね。ただ、その時々で裁判官の方が何が聞きたいのか分からないから、もうちょっと詳しく聞いてくれとフォローをしていただいたので、その後で質問の趣旨が分かるっていうのがちょっと続いてたっていう感じですね。

司会者

逆に詳しすぎたという御感想はございませんでしたでしょうか。今のも詳しすぎたうちに入るかもしれませんが、余りにも情報が多すぎて、一遍に理解できなかったというような御感想はありませんか。

例えば、3番の方についてはいかがですか、検察官や弁護人の説明とか質問とか。

3番

一度だけ検察官の方がすごく大きな声を出して、何かドラマみたいって思っ
て怖かったんですが、特に分かりづらいことはなかったように思います。
ただ、何であの場面でいきなりああいうふうなことになるのか、分からな
かったです。

司会者

中には、供述調書と言われる、捜査段階で被告人とか証人などの関係者か
ら事情を聞いて、それを書面にまとめたものが朗読されるのを聞かれた方も
いらっしゃると思うのですが、それを聞いていて分かりましたか。

3番

そうですね。文章で見たら漢字などで意味が理解できるものもありますが、
聞いたことがない言葉、例えば、「金員」とか言われても何だろうって思う
けど、見たらお金なんだって分かりますよね。そういう点が難しいって
いうか、専門的な言葉が出てくるんだなというのは感じました。

司会者

今おっしゃったのは、一番最初に配られた冒頭陳述メモとかいうことに書
いてあることは目で見て分かったんだけど、証拠調べの中で出てきた捜査
段階での関係者の話をまとめた書類を検察官が朗読する場面で聞き慣れない
言葉がでてきたということだと思っんですが、特に問題は感じられませ
んでしたか。

3番

問題なかったように思います。

結城裁判官

先ほどの話でも出てきたんですけど、検察官、弁護士、裁判官も質問し
たりしますよね。その質問を聞いてて、何でこんなこと聞くんだろうって
いう疑問を感じたことはありませんでしたか。

さっきの話だと、いきなり声を大きくして何か一生懸命怖い雰囲気を出して質問してたけど、そもそも何でそんなことしているのかよく分からなかったというのが実際あったという話でしたが、ほかの事件の方はどうでしたか。

司会者

特にないでしょうか。

それでは、少し話題を変えましょう。今、法廷での証拠調べの話になっておりましたが、皆さんの中で実際に証人なり被告人に質問をされた方はちょっと手を挙げていただいていたいいですか。

私どもの法廷ではできるだけ皆さんに質問していただくと思って、どうですか、みたいなことを言って裁判員の方が質問しやすいように工夫したりしていたのですが、例えば質問しにくかったということはなかったですか。

5番

私は、2回ほど質問をしたんですけれども、ちょっと内容は覚えてません。法廷から評議室に戻って休憩している間に、みんなと話をする中で疑問点があったりしたときにみんなで言い合ってますけども、そのときに裁判官の方から「いい質問ですね。ちょっと聞いてみたらどうですか。」って言っていただいたんで、裁判員を経験することも恐らく二度とないことでしょうし、やっぱり自分の気持ちの中で疑問をずっと抱えたまま過ごすのも嫌なので、思い切って被告人に質問してみようということで、2回ほどさせていただきました。

結局、頭が飽和して何を聞いたかよく覚えてないのが実際ですけども、やっぱり疑問に思ったことだったんで、声を上げて良かったかなとは思っております。

司会者

4番の方、手を挙げられましたが、いかがでしたか。

4番

私が質問したのは、被告人の方が妻子持ちだったんですよね。そして、離婚経験が2回あって、今度も結局こういう事件を起こしたから離婚になったみたいなことを被告人が言うので、「ちょっと聞きづらいんですけども、前の2人はどういうことで離婚されたんですか。」って聞いたんですよ。そしてたら被告人が、最初の方は逃げられた、次の人は何て言ったかはっきり覚えてないんですけど、「大体2回の離婚で普通の方は学びますよね。でも、そういうのはどういうふうに思われるんですか。」って聞いたら、「いや、やっぱり今考えたら、僕が魅力がないから2人の妻は出ていったんでしょうね。」みたいなことを言われました。何でそのような質問をしたかったかといえ、普通妻子持ちの人がこういう出会い系サイトで犯罪を起こすかなっていう疑問があったからちょっと質問させてもらいました。

司会者

質問して、良かったということですよね。

4番

はい、そうですね。そして、何か被告人の親族の方が、事件を起こしたのは初めてだし、被告人がちゃんとした人間になるために家族で後押ししますってことを言われたから、ああ、この人はこんな事件を起こしたけど、恵まれた方だなと私は思いました。

司会者

他に質問しづらかったとか、こういうことだったんで質問しやすかったとか、何か御感想はありませんでしょうか。

1番

私は質問をしてはいないんですけど、私たちの裁判のときには、話してる中でこういう意見が出たとかいうのを裁判官の方がまとめて、じゃあ私たちの方で聞きましょうというようなことがあったり、弁護人の方とか被告人の方とかにも何か聞きたいことがあれば、メモを書いて裁判官に渡していただ

ければ、私たちが代わりに質問をしますと言ってくださったりしました。やはりこういう場に慣れてないでしょうから、質問しにくかったら私たちが代わりにしますのでということで気を遣っていただいて、自分たちの代わりに質問をしていただきました。

司会者

その前には皆さんで話し合っ、て、どういうことを質問しましょうかっていうのは大体決まっていたということですかね。

2番

私のときは、裁判長が、私たち6人全員に、「せっかく来られたんです。必ず皆さん1つ何か質問しましょうね」って言ってくださって、あのときは全員が質問させていただいて、私も複数回質問をしました。質問した内容までは覚えてないんですけど、質問したことに対して相手の方が、「答えたくありません。」と言われたのだけ非常によく覚えてます。

司会者

今、2番の方がおっしゃったように、皆さんに対して質問してくださいと強制をしてるつもりはありませんし、質問しづらいと思われる事件では裁判官の方で引き取って質問させていただいたこともありますね。他の方はいかがですか。

9番

裁判のときは、たしかみんな質問したような気がしますね。評議室での休憩中に意見を出したら、それならそれを聞いてみたらどうですかって言われるもんだから、その場で言った内容を質問してみました。裁判長からそのように言ってもらおうと、やっぱりやりやすかったですね。何か疑問があればポツと聞ける雰囲気があったから、やりやすかったです。

司会者

時間もありますので、次に評議の点について伺いたいと思います。恐らく

評議のやり方については、私の立ち会っていない裁判体でも同じような段階を踏んでいて、いきなり刑の重さはどうでしょうかみたいなことではなくて、裁判官からこんなふうに刑を決めていくんですということで、まず事実関係の確認からしましょうということで、事実を認定しながら枠を決めて、その中で刑を重くするべき事実とか、軽くなる事実とか、大事な事実を拾い上げながら、最高裁で作っている量刑の分布表なども参考にしながら、だんだん絞っていくという形で進められたと思うんです。皆さん、恐らく有罪、無罪ということについて若干の争いがあった事件もあるんですけども、有罪、無罪についてよりも、むしろ量刑について議論された事件がほとんどじゃないかと思うんですが、この辺が分かりにくかった、いやこれは分かりやすかった、こういう点がちょっと気になって自分の気持ちへストンといかなかった、いろいろあろうかと思いますが、いかがでしょうか。

結城裁判官

その前に、その前提として一応、検察官と弁護人が意見を述べますよね。検察官の意見を述べるのを論告、弁護人が意見を述べるのを弁論っていうんですけども、まずは検察官と弁護人の意見については、どうでしたか。ああなるほど、ってストンと腑に落ちたのか、あれ、という感じだったのか、その辺はいかがですか。

司会者

そうですね、検察官の意見を聞いて、なるほどそれだったらこんな感じかなということで、検察官が言う意見がストンと腑に落ちたとか、それとも、ええっ、という感じだったのか、それとも、全然何も感じなかったのか、いかがでしょうか。お一人ずつ簡単をお願いします。

1 番

検察側の方は、刑を求める側なので、作っている資料がしっかりしていたと思います。ちょっと分かりにくいというか、専門的な用語とかが入った資

料とかもありましたけど。ただ、弁護人の方の資料は、証拠ほどしっかりしたものには見えなかったもので、あとあとそういったところで、公平なジャッジができるような考え方をしなきゃいけないのかなというふうには、感じました。

司会者

弁護人の方は説得力が少し劣っていたということでしょうか。

1 番

そうですね。多分、私の場合は事故に関わることだったので、例えば、カーブでこれぐらいの速度を出したら、その道路から外れますよねというのが、ちゃんと資料として出てきたりとか、溝のないタイヤだったりとか、そういう具体的な資料が出てきていたので、見やすい、分かりやすい内容だったと思います。

司会者

そういう事実を前提として、何で、この刑が求刑されるんだろうとかいう点ではいかがでしたか。

1 番

それは、その途中の過程とかで分からないところは、随時、裁判官の方のフォローがあったので大丈夫でした。

司会者

2 番の方、いかがでしょうか。

2 番

検察側の文書につきましては、大変分かりやすかったということがあります。弁護人の出された資料というのが、レジュメ形式のような感じで文章的に書かれていなかったと思ったんですけど、資料が分かりにくかった割に、弁護人の方の声が小さかったということがあるので、どういう弁護をされているのかというのが、ちょっと分かりにくかったというのがありました。

3番

検察側の求刑は何となく厳しく感じたんです。年数とかですね。弁護人の方のイメージは、余り弁護に熱心じゃないとかいうふうに思ってしまったんです。なんか、もういいじゃないというふうな感じに思ったような気がします。弁護人は、もっともっと弁護するのかなというイメージだったので。

司会者

検察官の何年というような刑は、なるほどそういうことで何年という求刑になったんだというのは分かりましたか。

3番

分かったというか、厳しいなと思いました。私が思ったよりも、もっと厳しく求刑するんだというふうに感じました。

司会者

ありがとうございます。4番の方お願いします。

4番

写真で、ちょっと首を絞められたというところがあったんです。そして、首を絞めながら被害者を殴ったと主張されていたのですが、首を絞めながら殴るのはちょっと無理があるんじゃないか、いやそんなことはないといったことが、話題になりました。また、量刑を考えるにあたって、やっぱり人それぞれ事件に対してのとらえ方が違うんだなということを感じました。

結城裁判官

刑を決めるにあたって、検察官の論告とか、弁護人の弁論は役に立ちましたか。

4番

いや、それは十分、皆さん理解されていたと思うんです。でも、自分たちはこういう裁判にかかわるのが初めてだから、刑の内容をみんなで評議しながら決めると言われても、妥当な線というのを決めてくださいと言われても、

戸惑いがありました。

司会者

というような意見も出ておりますが、5番の方、いかがでしょうか。

5番

私の事件は、死体遺棄と殺人とであったんですけども、被告人は罪を認めていますし、被害者、つまり奥さんの親とお姉さんとは、もう示談が成立していたと思いますし、また、二人の間の息子さんも早く社会復帰してほしいという流れの中での裁判だったような気もするんですけども、そういったことの中で、情状を酌んでいいのかな、やったことの罪というのは、もう取り返しのつかないことなので、やっぱりそれだけを含めて考えて量刑を判断するというのは、非常に素人感覚でいうと難しかったなというふうに感じました。ただ、いろいろ自分なりに考えて、前の日の夜は寝られなくなったんで、酒の勢いを借りて寝たんですけども、その後の、その被告人の一生を決めるというところの数字の判断というのは、非常に重いなというのを感じました。

結城裁判官

論告で、何年が相当かという年数が出てくるわけですよね。そこら辺は腑に落ちましたか。

5番

妥当だと思っていました。

結城裁判官

弁論はいかがでしたか。

5番

それぐらいかなと、そういう方向でちゃんちゃんだなというような。

結城裁判官

何となく論告も、弁論もある意味、同じような方向を向いているかなみた

いな感じだったということですね。

司会者

7番の方はどうでしょうか。

7番

私のときは、強盗傷害でしたけども、検察の方が、何かパワーポイントで出したような紙で矢印で色をつけて、こうこうで、こうなって、だからこうなんだというようなことを図式で示していただいて、非常にそれはもう分かりやすくて、ちゃんとパワーポイントのような図式で、この流れを全部説明してくれるんだなというのが、すごく印象に残っておりました。

あと、刑を決めるときには、結局、前科3犯ということで、今回4回目で同じようなことを、何回も繰り返しているのです、量刑をどうしようかというところは、かなり論議になったという記憶があります。

司会者

そうすると、検察官の、何でこういう何年という数字が出てくるのかも、順番に説明されていたし、量刑を、自分たちが決める段階でもその順番を踏まえて、理解はされていらっしまったということでしょうか。

7番

検察の話はすぐ納得できて、ああそうなんだなというのは分かりました。弁護人の方は、何か、本当に弁護しているのかなという感じで、余り熱意を感じずに終わったかなという気はしました。

司会者

いかがでしょうか、8番の方。

8番

検察の方が罪状を言いますよね。その言い方がとても冷たくて、ああ、この人はこんなに悪いことをしたのかな、そこまで言わなくてもなというのは、実際、感じました。量刑も、検事さんから懲役12年というのが出されたと

思うんですけど、何でこんなに出すのかな、その根拠は何だろう、というのは皆さんで話しました。また、それに対する弁護人の努力が足りないと思いました。検察が12年と言っているのに、弁護側としたら量刑を少なくするように弁護しないとイケないのに、たしか国選だったと思うんですが、弁護人さんはもっとしっかりしなくちゃというのは、裁判を見ていて感じました。

司会者

ただ、最終的に刑を決める決め方とかいうことについて、何か変だなと感じたことはないということによろしいのでしょうか。

8番

それはありませんでした。ただ、検事さんが量刑を決める基準が分からなかった。これだけの罪を犯したから12年なんですと言われても、いや、世の中もっと悪いことしている人たくさんいるだろうにな、これくらいのことです、そんなになるのかというのが正直なところだったので、だから、その辺を納得させられるというか、私たちに12年は妥当なんだというところの説得感がないような気がしました、私は。

司会者

3人の方が担当されたのは、先ほどから紹介にありましたとおり、たくさんの方が併合罪として一緒にまな板に上がっている事件なので、他の裁判員非対象の事件をどのように考えるのかの説明が、恐らく検察官としても難しかった点ではなかろうかと思いますが、検察官いかがですか。

検察官

今、量刑のところ、皆さん大変難しいと言われて、検察官自身も正直なところ、同じ事件というのは存在しませんので、本当に1件1件難しいというのが正直なところなんです。

今、言われたように、今回お話になっている事件というのは、裁判員対象の事件ではもちろんあるんですけども、それ以外に窃盗がたくさんついて

いたりとかということで、同じような事件が本当にないようなところで審理
いただくということで、こちらの方も、その説明がなかなか難しい事件であ
ったと思っております。

司会者

9 番の方は何かございませんか。

9 番

私は、量刑は、割とちょうどいいと思っていました。実際、16年の求
刑が12年になりましたけども。これはおかしいと感じたのは、弁護人さん
は、リュックに背負っているお金をとっているのに、それを窃盗で押し通し
て、量刑を軽くしてくださいと主張されたんですが、それは無理があるんじ
ゃないかなと内心思っていたんです。だから、強盗傷害に該当するから、窃
盗と強盗では大分違うので16年は妥当だと思ったんです。それでも、弁
護人は窃盗だ、窃盗だ、強盗ではない、本人はそのつもりはないという主張
で、それで刑を軽くしてほしいというのは、疑わしきは罰せずとか主張され
ているのも余り説得力がなかったんです。ただ、実行犯でないからというこ
とで、量刑のときに、思ったより下の方にってしまったんですが、弁護人
さんの表の中にも入っていたので、みんな同じこと思うんやったら、そんな
ものだよなというので、16年が12年に低くなったんですよね。それで妥
当だと思いますけど、その辺、弁護人さんももうちょっと頑張っほしかっ
たですね。

司会者

ありがとうございます。

10 番の方、いかがでしょうか。

10 番

これというのはないですけども、刑を決める上で、ラインが全然わからな
くて、大体、これぐらいのものがあるんですよと裁判長さんが言われて、大

体、こういう事件だったらこれぐらいのラインに入ると、全ての案件にラインがあるんだなというのを、初めて知りました。

司会者

今のは、恐らく殺人にもいろいろな種類の殺人があって、今回の殺人事件はこういう類型に当たって、分布を見ると、大体何年から何年ぐらいの分布で、その中で、今回はどういう凶器を使っている、あるいは凶器を使っていないとか、こういう事情で殺したとか、そういうことを見ていって、その範囲の中で重い部類ですね、軽い部類ですねということをやっていたということですね。そのあたりの進め方はお分かりいただけたのでしょうか。

うなずいていただいております。ありがとうございます。

それでは、時間の都合もございますので、一つだけ、死体の写真に限りませんが、何か写真などを見て精神的に負担だった、あるいは、こういう工夫があって良かったんじゃないか、といったお話を伺えるとありがたいと思っています。該当する事件が余りないのですけれども、例えば、2番の方、先ほど少し話をされていらっしやいましたけど、何かございますか。

2番

実際に包丁で刺された場所の写真が出されたんですけど、亡くなられた方の写真とか、現場の写真で血の塊のところは、全部白くしていただいている、こちらの方としては、その白くなっているところが多分、血で染まっていた部分だろうという感じで見ただけでしたので、それを見て、「うわっ」というのは、特にはなかったです。ただ、白くなっている部分だけですので、範囲だけがわかっただけで、実際にはどれぐらいの量かというのはわかりませんでした。ただ、こちらの精神的なことも考慮していただいていたので、助かりました。

司会者

5番の方はいかがでしょうか。

5 番

私の場合、殺人と死体遺棄ですので、当然、何らかの写真があるだろうとは思っていました。公判が始まる前に、そういうグロテスクなところはもう出しませんよというのは、あらかじめ御連絡いただいていたんで、いづらか安心して見ることはできたんですけれども、やっぱり危ないところを白塗りにするとかで、ちょっとぼやかしていただいていたんで、実際、見て目を背けるようなものではありませんでした。実際は、首を絞める、殴打する、ブルーシートでぐるぐるにして海中に捨てるというところの写真まであったんですけれども、やっぱり気持ちのいいものではないと思います。でも、やっぱり必要な書類なんで、しっかり目をそらさずに見て、この裁判員裁判に臨んだという思いは自負しております。

司会者

ありがとうございます。

10 番の方は、未遂ですけれども、ある程度、そういう現場の写真などをご覧いただいたと思うんです。何か感想なり、こういうふうにした方が良かったんじゃないかなというようなことはございますか。

10 番

私自身、確かにリアルに血のついた写真とか、金づちとか、全部見たんですけど、別にこれというのはありませんでした。

司会者

そこはある程度、裁判所でも枚数、それから、先ほど出ていましたように、上から白塗りといいましょうか、カバーをしてもらったり、あるいは、アップの写真じゃなく引いた写真を出してもらったり、そもそも写真じゃなくて、図、絵にしてももらったりというようなことを考えておるところですが、特に気になったということはございませんでしたか。

それでは、一通り伺いましたので、補足的に検察官、弁護人からの質問が

ありましたら、お願いします。

弁護士

弁護士の荒木です。私は、1番の方、3番の方、7番の方にお聞きしたいんですが、1番の方は、弁護人が若干頼りなかったという話があるので、具体的にお聞きかせください。3番の方も、弁護人が熱心ではなかったというふうに言われたので、具体的にどこを見てそのように思われたのかなというのをお聞きしたいのと、7番の方も熱意を感じなかったと言われたので、どこを見てそういうふうに思われたのかというのを勉強のために教えていただければと思います。

1番

ちょっと身内ごとになるんですけど、実は、過去に裁判を抱えていたときがあつて、弁護士を選任するときに、いろいろ調べたりとかして、いい弁護士さんに巡り合った経験があるんで、今回の弁護士さんの対応であつたりとか、プロセスとかが、やっぱり非常に頼りなく感じられたし、やっぱり経験とかもあると思うんですけども、そこがやっぱり一番違うのかなというのはあります。

弁護士

差し支えなければ、経験されたというのは、民事の話なんですか。

1番

そうです。民事になります。刑事ではないです。

司会者

対応で何か頼りなかったというのは、どのあたりでしょうか。

1番

検察の方が、基本的には資料が明確で、主張することははっきりされているわけです。弁護人さんの仕事というのは、先ほども御意見あつたと思うんですけども、刑を軽くするために、どちらかというところ、心証をよくしたりと

か、いや、そこはそうではないですよとかというのを、やっぱり少しずつ詰めていって、量刑を軽くしていくのが仕事だと思うんですけども、そこに、何か自信がないのか、ちょっと言っているパンチが弱いのかということもあつたりとかして、ちょっと僕が言うのは、失礼だと思うんですけども、自分をお願いした弁護士さんは、もっとはっきり、それはそうではないですよとかいうのをちゃんとやっていただいた方だったので、やっぱりそこが大きく印象的に違うのかなと思いました。

司会者

一つは準備の話と、当日のしゃべり方、主張の仕方の二つあるということでしょうか。

1 番

そうですね。資料も文章的なものが手元にきただけ、読むだけという形ですし、当日も弁護人さんの話し方とか、弁護を何かしらしようという意気は見えるんですけども、内容がちょっとついてこないという感じでした。

3 番

私が思ったのは、検察の方がこういうふうなことですよというふうに、しっかりとした意見を言われたときに、弁護人の方は、しょうがないよねというような感じが見えて、本当だったら被告人の方の事情があつたりとか、きっとフォローすべきところとか、いろいろ知っているだろうから、もっと何かできたんじゃないかなというような印象を受けてしまったので、弁護の方は、少しでも被告人を良く思ってほしいという気持ちあまり感じられなかったところですかね。

7 番

前科がある方で、検察の方が、今後も再犯の恐れがあるということで、同じようなことを繰り返していたというところで求刑があつたわけです。弁護人さんは、本人が反省しているからということで、いや、今後はしないんだ

というようなところを、もちろん弁護人としては、再犯をしてきているけども、今回限りで、今後はもう大丈夫ですというのは言えないんでしょうけども、検察は、今後も再犯の恐れがありますよと言い切っているのです、もうちょっと抵抗してもよかったのかなという気はしました。

司会者

事実から離れての弁論ができないので、限界はあるんですかね。もっと資料を準備した方がいいんじゃないとか、自信を持ってやった方がいいんじゃないかというのは、あるのかもしれませんが。

検察官、何かありますか。

検察官

被告人の刑を決めるということで、比較的長い時間被告人の話を聞くこともあるんですけども、例えば、被害者に対する思いから、最後は被告人の気持ちの方にってしまったというようなお話もある中で、被害者の気持ちというのを、供述調書という文書を読んだりしてお伝えしていくことも結構多いんですけども、なかなかそれだけでは伝わりにくいものがあるのかどうなのか、被害者の方に出廷して裁判で証言していただくということは、御協力いただかなければいけないところがありますし、被害者自身が亡くなられていけば、もちろん被害者の声というものはお伝えできないんですけども、書面でお伝えするということについては、なかなか心情を酌み取るのに限界があるのかどうなのかというところを伺えないでしょうか。

司会者

全員というのも、なかなかあれなんですけれども、特にお聞きになりたい方はいますか。

検察官

先ほど4番の方から、少しそのお話が出たんですけど。

4番

私がさせてもらった裁判の場合は、被害者の方は法廷には出てこられなくて、何か別の部屋から話をされたんですけど、あれはすごく良かったなど、やっぱり女の方だし、そういう配慮とかされていたのは、すごく良かったなと思います。

司会者

他の方で、やはり書面で、遺族の感情とかを読み上げてもらったけど、余り心に響かなかったとか、あるいは、十分響きましたよとか何かご意見はありますか。

1 番

遺族の方に来ていただいて、お母さんか、お父さんかが話をされたあと、今度は被告側のお父さんのお話があったという感じです。

司会者

やはり、書面を読まれるよりは、実際に来ていただいた方が、やっぱり心に響いたということはあるんでしょうか。

1 番

そうですね。やっぱり、聞く側も、話をされている方から生の感情ががつり入っていくんで、それを全部受け止めてしまうと、ちょっとだめなのかなという思いがあって、自分の中ではちょっとコントロールした部分があったので、冷静に受け止めました。例えば、亡くなった方としては、やっぱり亡くなっている方の子供の人生だったりとか、将来のこととかも考えて育てられたというような無念がかなりあると思うんです。被告人のお父さんにしてみれば、日常生活はふつうの子だったりとかするので、そういったところも、やっぱり冷静に判断しなきゃいけないというのが、自分の中でもありました。

司会者

書類の読み上げと比べると、実際に話を聞いて、返って、自分をコントロ

ールしないといけないぐらい、よく分かったということですね。

1 番

そうですね。それはあったと思います。調書の文章だけだと頭の中に入っていないと思うので、来ていただいて意見を聞いたのは重要だったと思います。

司会者

ありがとうございました。

それでは、報道の方からの御質問あれば、受け付けたいと思います。

西日本新聞

実際に終わられまして、家族とか、同僚とか、友人の方に思わず評議内容を話してしまいそうになったですとか、ここまで言っているのかなと、ちょっと疑問に思ったとか、あるいは、守秘義務そのものについて、日常生活で負担があるなど思ったことがありましたらお話を伺えたらと思います。

司会者

1 番の方から、そのような御経験はありましたか。

1 番

そうですね。最初に、もう裁判員候補者に選任された時点で守秘義務という話があったので、特に、事件自体がものすごく重いというわけでもなかったもので、新聞に載っている内容ぐらいはふつうに家族内では話題に出ましたが、ただ自分から、自分が裁判員裁判やりましたよとは言わないので、周りからもそういう質問もなく、特に負担とか、そういうものは一切なかったです。

司会者

2 番の方はいかがでしょうか。

2 番

もちろん家族に言ったのはそうですけど、やはり、仕事を空けて裁判に参

加するということになりますので、職場の方には裁判員に選ばれたということとは伝えていません。

ただ、内容として話すものも、先ほど1番の方が言われたように、新聞で出ているものというのを見れば分かることですし、公判の中で出た発言というのは、もちろん傍聴ができるということがありますので、これはもうオープンにしても何ら問題はないと思っていますので、それについては職場の中でも何の問題もなく話せるだろうということは認識しておりました。実際には、職場の方も気を遣っているのかどうか、詳しく聞いてくるということにはなかったので、特に、この事件のことでの話というのはしてはいいです。

司会者

3番の方、いかがでしょうか。

3番

私も守秘義務に関する負担は、特に感じることはありませんでした。でも、やっぱり仕事場とかに裁判員になりましたということを使ったことで同僚の方も知ることになったので、なったんだねということと言われたけど、結局、その裁判が終わるまでは、それについては誰も触れてこなかったもので、特に負担はありませんでした。

司会者

終わってからはいかがですか。

3番

終わってからは、どうだったとは聞かれましたけど、特に守秘義務ということが負担になって悩んだということはありませんでした。

司会者

4番の方はどうでしょう。

4番

私も同じく、負担になったということはありませんでした。ただ、裁判員に選

ばれたから頑張っただとか、そういう言葉を二、三回言われたのはありますけど、守秘義務に関しては全くなかったです。

司会者

5番の方、どうぞ。

5番

守秘義務については、ある程度は理解はしていましたが、ここまでの一線を越えてはだめだよというのは、正直言って知りません。これは一般の人全てにおいてだと思います。まだ、理解されていない国民の人が大半だと思うので、より一層、裁判所の方も含めて、メディアの方もその辺は訴えていくべきじゃないのかなと思います。この裁判員制度をするにあたって、ホテルに缶詰にされるんじゃないかとか、何ひとつしゃべってはだめなんだよというふうに会社の中で、そんな噂すら出ていたのも事実なんで、「大変なところに行くね、あなたは」みたいな感じで言われたのを覚えています。

この守秘義務において、私がちょっと悩んだり苦しんだことはないですけども、墓場まで持っていきたいと思っております。

司会者

7番の方、いかがでしょうか。

7番

裁判員になった3日間は、職場では出張扱いになっていたもので、どこか出張に行っているんだなとみんな思っていたと思うんですが、帰ってきてから、実は裁判員だったよという話は、何人かにはしています。ああそうやったんやねというようなことなんですけども、守秘義務としては、やっぱり評議の内容で、例えば、懲役何年に何票、何年に何票、何年に何票だとかいうのは、そんなことを聞いてくる人はまずいないし、どんなふうに票が割れたかとか聞いてくる人もまずいないし、当然こっちも言わないので、特に守秘義務が重荷になっていると感じたことはないです。

司会者

8 番の方，お願いします。

8 番

裁判長から，ここまでは皆さんに言っていていいですよということをきちんと教えていただいたので，教えていただいたこと以上のこともしゃべらなかつたし，私の周りの人は，守秘義務があるというのは，もう御存じで，それ以上のことは聞かなかったです。だから，私は別に何も負担に思うことはございませんでした。

司会者

9 番の方，お願いします。

9 番

私は，月曜から金曜まで，朝の 9 時から 5 時ぐらいまで，家を空けておりました。商売を休んでたもので，裁判員になったから配達できないから来週にしてくれとか，はっきり言ってたので，全然気にはしなかったです。みんなも，事件のこととか聞く人もいなくて，理解を示してくれましたし，自治会で話しても，おれも来たぞとかいう人もいましたし，内容とかを聞く人はいませんでした。

司会者

10 番の方，お願いします。

10 番

私も身内にしか言ってなかったから，守秘義務の負担とか，そういうのは一切なかったです。

西日本新聞

引き続き，もう一点だけ，裁判員経験者の皆様に御質問です。

今度は，被告人が暴力団関係者だったときのことについて，2 点御質問差し上げたいと思います。

まず、1点目は、実際に、お話がありましたけれども、被告人が暴力団組員、組長だったときに精神的な負担とか、あるいは、量刑判断に影響があったかどうかについてです。

2点目は、被告人が暴力団関係者だったとき、裁判員法で、裁判員裁判ではなくて、裁判官のみで審理できますよという、裁判員裁判の対象から除外できますよという手続があります。これは実際に、地裁小倉支部で過去に2回除外請求がなされて認められているんですけども、裁判員の皆さんの身の安全ですとか、そういったことを考慮した裁判員裁判除外請求についてどう思っていらっしゃるか。この2点です。

司会者

皆さんに、聞くわけにもいかないので、先ほどの話の中でご経験を紹介された7番の方に伺います。精神的な負担の面と、先ほどは被告人質問なり、証人尋問のときの負担ということでしたけれども、その点と量刑に何か関係がありましたかということですが、いかがでしょうか。

7番

相手が暴力団関係者だから量刑に反映させようというのは、特に考えなかったですね。やっぱりその事件で起こしたこと、強盗傷害ということに関しての判決でしたので、その方が暴力団関係だろうが、ふつうの会社員の方だろうがというのは、余り論議にはなりませんでした。特に、精神的な負担というのはないんですけども、ただ、先ほど何回か言っているように、傍聴席に何人か組関係者が座っていたので、その被告とかが、例えば8年後に出所してから、「おまえ」とか言われることがあるなんてことはまず考えませんが、ちょうど傍聴に来ていた人が、裁判が終わって、車で帰っていくのを横で見えていたりとかしていたので、ああいう方は、ふつうに街を歩いている方なので、それで顔を覚えているとは思いませんけども、ちょっとそこら辺は、「ううん」というところはありましたですね。

司会者

除外請求という制度があるということ自体を知っていたという方はおられますか。お一人ですかね。

5番の方、何かその点について、ご感想はありますか。

5番

土地柄しょうがないかなという感じは見受けられます。やはり強い信念を持った人じゃないと、対応は難しいのかなとは思うんで。

それと、除外にするべきかどうかというのは、その事件の内容にもよるかと思います。

司会者

他に質問がないようですので、意見交換会を終了させていただきたいと思えます。活発に御意見をいただきまして誠にありがとうございました。

以上